

関東・甲信越ブロック シニア・Gシニア 競技規定

平成 28年 7月 1日 施行

- 第1条 1、本ブロックは東部日本ホールルームダンス連盟の競技規定に基づき、本ブロック内各県アスリート協会において開催されるシニア、Gシニア公認競技会についての競技規定を次の通り定める。
- 2、シニア年齢規定 … 男女とも35歳以上のアマチュアに限る。
- 3、Gシニア年齢規定 … 55歳以上のアマチュア男子、パートナーはアマチュアのみで年齢は問わない。
- 4、本ブロック内各県アスリート協会で開催するアスリート協会独自の競技会については、本規定に準じて、地域に即した「アスリート協会競技規定」を定めることができる。

第2条 本ブロックで開催又は公認する選手権・競技会の種類と、その内容は次の通りと定める。

競技名称	種目内容	競技種目	競技内容
シニア、Gシニア 選手権大会	S=W・Q又はT・F	2種目総合	
	L=C・P又はS・R	2種目総合	
各県A級競技会	S=W・Q又はT・F	2種目総合	
	L=C・P又はS・R	2種目総合	
B級競技会	S=W・F又はT・F	2種目総合	
	L=C・S又はC・R	2種目総合	
C級競技会	S=W・T又はT・F	2種目総合	
	L=C・S又はC・R	2種目総合	
D級競技会	S=W・T	2種目総合	
	L=C・R	2種目総合	
ノービス級競技会	S=W・T	2種目総合	
	L=C・R	2種目総合	

第3条 1、本ブロックで開催又は公認する選手権・競技会の出場資格を、次の通りと定める。

競技会名称	出場資格
選手権大会	D級以上の登録選手
各県A級競技会	D級以上の登録選手
B級競技会	B・C・D級の登録選手
C級競技会	C・D級の登録選手
D級競技会	D・N級の登録選手
ノービス級競技会	新人選手でノービス級の登録選手

但し、当日持ちクラスの競技会がある場合は、持ちクラスに出場しないと上位級に出場できない。

- 2、原則として地域オープン制とする。

(選手の出場規定)

- 第4条 1、登録選手は、その年度内における自己級競技会には、出場する義務が課せられる。
- 2、選手権及び競技会に出場する選手は、所定の申込用紙に必要事項を記載し、出場料を添えて、指定の期日までに大会事務局に提出しなければならない。
- 3、欠場届け及び出場取り消し
- 【1】 年間を通じて1度も自己級に出場できない選手は、その理由を記した欠場届けを所管する大会事務局に提出しなければならない。
その期限は、1競技年度末までとする。
- 【2】 出場申込み後、出場不可能となった場合は、速やかに大会事務局に欠場の旨を届けなければならない。この場合は、出場料は返却しない。
- 4、本ブロックが開催及び公認する選手権及び競技会の出場料は、原則として下記の通りとする。
- | | |
|------------------|--------|
| 【1】 選手権大会及びA級競技会 | 4,000円 |
| 【2】 B・C・D級競技会 | 4,000円 |
| 【3】 ノービス級競技会 | 4,000円 |

(選手の登録義務等)

- 第5条 1、すべての選手は、所管する支局に所定の用紙で登録しなければならない。
- 2、各県アスリート協会は所管の登録用紙を基に選手登録証を発行する。
- 3、登録選手は競技会出場に際して受付時に選手登録証の提示をしなければならない。
- 4、新規登録 ノービ級競技会出場の際、ノービス級登録の無い選手 又、学連からの移行登録の時など
- 5、継続登録 既に登録されている選手が、その登録年度から次年度にその資格を継続する時の登録。
- 6、継続登録の期限は、毎競技年度終了後、11月30日迄とする。
- 7、継続登録期限以降の継続登録に付いては、延滞手数料として、継続登録料の他に3,000円が追加される。尚且つ7月1日以降は登録料の倍額を徴収します。
- 8、スライド登録 アマチュア選手は、シニア、Gシニアの年齢に達した場合にはスライド登録できる。
- 【1】 アマチュア及びシニア登録選手はGシニアの年齢に達した場合にはスライド登録できるが、アマチュアへのスライド登録はできない。
- 【2】 Gシニアの登録選手はシニア、アマチュアへのスライド登録はできない。
- 【3】 シニアの登録選手も同様に、アマチュアへのスライド登録はできない。
- 【4】 スライド登録の方法は各県アスリート協会登録事務局に申請し、ブロック選手管理センターより東部日本ホールルームダンス連盟に提出する。

関東・甲信越ブロック シニア・Gシニア 競技規定

平成28年 7月 1日 施行

- 【5】 スタンダード、ラテン両セクションに登録資格を有している者は、スタンダード、ラテン共にそれぞれに登録をするものとする。但し登録番号は同一とする。
- 【6】 アマ選手が、シニア、Gシニアに重複して登録しても登録番号は同一番号とする。シニア、Gシニア選手も同じである。
- 【7】 継続登録期限以降のスライド登録は1件につき3,000円を徴収する。
- 【8】 登録用紙並びに登録証については、本ブロックで取り決めた様式を使用する。

(登録資格の抹消)

第6条 1競技年度の競技会で次に該当する選手は、その登録を抹消される。

- 【1】 A級以下C級までの 2年間1度も出場しなかった選手。
- 【2】 D級の登録選手 年間を通じて1点以上のポイントを取得しなかった選手。
- 【3】 選手登録の手続きを2年間行わなかった選手。

第7条 登録料は下記の通りとする

- | | | |
|----------|--------------|--------|
| 【1】 新規登録 | スタンダード/ラテン 別 | 6,000円 |
| 【2】 継続登録 | スタンダード/ラテン 別 | |
| | 1セクション | 5,000円 |
| | 2セクション | 6,000円 |

(登録証の再発行等)

第8条 1、紛失した場合

- 2、選手登録証の記載内容に変更が、生じた場合。
- 3、ノービス級からの即日昇級以外の再発行手続きは、1,000円

第9条 服装規定を次の通りと定める。

- | | | | | |
|--------------|--------|----|-----|----|
| 【1】 選手権大会 | スタンダード | 礼服 | ラテン | 自由 |
| 【2】 各県A級競技会 | スタンダード | 礼服 | ラテン | 自由 |
| 【3】 B級～D級競技会 | スタンダード | 自由 | ラテン | 自由 |
| 【4】 ノービス級競技会 | スタンダード | 平服 | ラテン | 平服 |

第10条 ノービス級競技会の服装規定

- 【1】 男子の服装規定(スタンダード&ラテンアメリカン共通)

- ①タキシード又はスーツ
- ②ベスト
- ③学生服

- 【2】 ④白Yシャツのみ

- ①～④全てが可能

ただし、Yシャツは白で蝶ネクタイ又は、ネクタイ着用

- 【2】 女子の服装規定(スタンダード&ラテンアメリカン共通)
спанコールやダイヤспанなどの装飾品がついていない(織柄模様は問題なし)
練習着程度の衣服とします。ただし袖つきのものに限りません。

第11条 パートナー規定

- 【1】 シニア、Gシニア選手のパートナーは、アマチュアに限る。
【2】 A級選手のパートナーは、下級の臨時パートナーとして出場することはできない。
【3】 B級選手以下のパートナーは、自己級及び1階級下のパートナーとして出場することができる。但し、出場申込書に臨時であることを明記しなければならない。
【4】 パートナーシップを解消した場合でも、その年度内は、【2】、【3】号を適用する。
【5】 同性同士のパートナーシップを組むことは出来ない。

(シニア、Gシニア選手規定)

- 第12条 1、教師資格を保持している者及びプロフェッショナルであることを表明した者はシニア、Gシニア選手として競技会に出場することは出来ない。
2、ダンスを踊ったり指導したりすることで、報酬や出演料を得ている者は、シニア、Gシニア選手として競技会に出場することは、出来ない。
3、シニア、Gシニアとして身分を失った選手が、その身分を請願中にあるときは、シニア、Gシニア選手として競技会に出場することは出来ない。
4、シニア、Gシニア選手が、デモンストレーション等に出演するときは、出演願いを所管するアスリート協会に提出し、許可を受けなければならない。その場合は報酬を受けてはならない。

(昇降級規定)

- 第13条 選手のスタンダード及びラテンのランキングは、1競技年度の成績により昇級及び降級は別表規定の通り定める。

(審査員)

- 第14条 競技会の審査員は、東部日本ホールルームダンス連盟公認及びブロック公認の審査員がこれをおこなう。

(チェッカー)

- 第15条 競技会の使用フィガー規定をチェックするチェッカーは、東部日本ホールルームダンス連盟公認及びブロック公認のチェッカー委員がこれをおこなう。

関東・甲信越ブロック シニア・Gシニア 競技規定

平成28年 7月 1日 施行

(採点管理)

第16条 競技会の採点管理は、採点管理資格者がこれをおこなう。

(施行細則)

第17条 この規定に定めることのほか、各県アスリート協会主催競技会の施行に関する必要な事項は、別に定める「競技会施行細則」による。

(付則)

- 第18条 1、この規定に定める以外の事項については、本部並びに東部日本ホールルームダンス連盟規定を順拠するほか、必要により協議して決定する。
- 2、この規定は平成18年 7月 25日から施行する。

※ 平成18年1月15日 改訂
平成21年12月5日 改定
平成26年1月19日 改定
平成27年1月18日 改定
平成28年1月17日 改定
平成28年7月1日 改定